○岩泉町中小企業振興資金融資規則

平成９年３月10日

規則第12号

岩泉町中小企業振興資金融資規則(平成元年岩泉町規則第５号)の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規則は、岩泉町（以下「町」という。）が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に融資枠を設定し、町内に居住する中小企業者に事業資金の融資を行うことにより、中小企業の振興育成を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者　次に掲げる者をいう。

ア　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる会社及び個人

イ　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項第１号及び第２号に規定する会社（合名会社、合資会社、株式会社（特例有限会社を含む。）及び合同会社をいい、公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく監査法人、弁理士法（平成12年法律第49号）に基づく特殊業務法人、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士法人、税理士法（昭和26年法律第237号）に基づく税理士法人、司法書士法（昭和25年法律第197号）に基づく司法書士法人、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士法人及び行政書士法（昭和26年法律第４号）に基づく行政書士法人を含む。オにおいて同じ。）及び個人

ウ　中小企業信用保険法第２条第１項第５号に定める職種を主たる事業とする法人

エ　中小企業信用保険法第２条第１項第６号に定める特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）

オ　中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の２に掲げる業種

を主たる事業とする会社及び個人

カ　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合

キ　商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第２条第１項に規定する商店街振興組合

ク　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第３条に規定する生活衛生同業組合

（２）　金融機関　岩手銀行及び北日本銀行をいう。

（３）　小口資金　融資限度額が1,000万円の資金をいう。

（４）　中口資金　融資限度額が2,000万円の資金をいう。

（５）　開業資金　新規開業者に対して融資する資金をいう。

（６）　運転資金　商品仕入、材料購入、支払手形決済等の資金をいう。

（７）　設備資金　機械、器具等の購入資金及び工場、店舗等の新築、増改築等の資金をいう。

（融資対象者）

第３条　この規則により融資を受けることができる者は、町内の中小企業者であって、次の各号に掲げる資金に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

（１）　小口資金及び中口資金

ア　町内において、原則として１年以上引き続き同一事業を営む者であること。

イ　納期の到来した町税を完納している者であること。

ウ　岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種事業を営む者であること。

（２）　開業資金

ア　町内における営業経歴が１年に満たない者であること。

イ　納期の到来した町税を完納している者であること。

ウ　協会の保証対象業種事業を営む者であること。

エ　事業計画が合理的であり、事業を遂行できると認められる者であること。

オ　許認可を必要とする事業にあっては、既にその許認可を受けていること又は許認可を受けることが確実であること。

（資金の使途）

第４条　資金の使途は、運転資金及び設備資金とする。

（資金の種類等）

第５条　資金の種類及び１中小企業者に対する融資限度額は、次のとおりとする。

（１）　小口資金　1,000万円。ただし、協会の保証付融資を既に受けている場合は、当該保証付融資残高との合計額が3,500万円の範囲内で、かつ、1,000万円とする。

（２）　中口資金　2,000万円。ただし、協会の保証付融資を既に受けている場合は、当該保証付融資残高との合計額が5,000万円の範囲内で、かつ、2,000万円とする。

（３）　開業資金　1,000万円

２　小口資金及び中口資金を併用した場合の融資限度額は、3,000万円とする。

（融資期間）

第６条　融資期間は、資金の種類及び使途に応じ、次のとおりとする。

（１）　小口資金

ア　運転資金　５年以内（６月以内の据置期間を置くことができる。）

イ　設備資金　７年以内（１年以内の据置期間を置くことができる。）

（２）　中口資金

ア　運転資金　７年以内（６月以内の据置期間を置くことができる。）

イ　設備資金　10年以内（１年以内の据置期間を置くことができる。）

（３）　開業資金

ア　運転資金　５年以内（６月以内の据置期間を置くことができる。）

イ　設備資金　７年以内（１年以内の据置期間を置くことができる。）

（償還方法）

第７条　融資金の償還は、原則として割賦返済とする。

（融資利率）

第８条　融資利率は、町長が別に定める。

（連帯保証人）

第９条　融資を受けようとする者は、金融機関の定めるところにより連帯保証人（以下「保証人」という。）を付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、融資を受けようとする者が次に掲げる要件を満たすときは、保証人を付さないものとする。

（１）　融資申込額が1,000万円以下であること。

（２） 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては５人）以下の会社又は個人（事業協同小組合にあっては組合員の３分の２以上が特定事業（中小企業信用保険法第２条第１項第１号に規定する事業をいう。）を営む者であるもの。企業組合にあってはその事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。協業組合にあっては常時使用する従業員の数が20人以下のもの。医業を主たる事業とする法人にあっては常時使用する従業員の数が20人以下のもの。ＮＰＯ法人にあっては常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあっては５人）以下のもの）であって、１年以上継続して同一事業を営んでいること。

（３） 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人にあっては法人税）、事業税又は所得割（法人にあっては法人税割）のある県民税若しくは町民税のいずれかについて、申込日以前１年間において納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）の到来した税額があり、かつ、当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これに係る期限が当該申込日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納していること。

（４） 協会の保証債務残高がないこと。ただし、特別小口保証がある場合は、当該保証の限度額以内において対象とする。

（信用保証及び保証料率）

第10条　融資金には、全て協会の信用保証を付するものとする。

２　信用保証料率は、町と協会が協議して定めるものとする。

（その他の融資条件等）

第11条　第４条から前条までに定めるもののほか、融資金の融資条件及び信用保証については、それぞれ金融機関及び協会の定めるところによる。

（融資の申請）

第12条　融資を受けようとする者は、中小企業振興資金融資申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を金融機関に提出しなければならない。

（調査）

第13条　金融機関は、申請書を受理したときは、速やかに所要の調査を行うものとする。

（融資及び信用保証等）

第14条　金融機関は、申請書を受理し、調査した結果、その申込みに応ずることが適当と認めたときは、協会と協議の上、融資の決定を行うものとする。この場合において、金融機関は、中小企業振興資金融資決定報告書（様式第２号）により町長に報告しなければならない。

（融資期間の延長）

第15条　金融機関は、この規則に規定する融資を受けた者が第６条に定める期間内に融資金の償還を終えることができないと認めたときは、その者の申請に基づき、協会と協議の上、融資期間を延長することができるものとする。

（融資金の管理）

第16条　融資金の管理は、金融機関及び協会が行うものとする。

（報告）

第17条　金融機関は、融資について、毎月末日現在における状況を中小企業振興資金融資状況報告書（様式第３号）により翌月10日までに町長に報告しなければならない。

２　協会は、代位弁済をしたときは、中小企業振興資金代位弁済報告書（様式第４号）により町長に報告しなければならない。

（利子補給）

第18条　町長は、この規則の目的達成のため、毎年度歳入歳出予算の範囲内で利子補給を行うことができる。

２　利子補給は、金融機関に対し、別途契約により行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の岩泉町中小企業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みから適用し、同日前の融資及び申込みについては、なお従前の例による。

（東日本大震災に係る特例）

３　金融機関は、この規則に規定する融資を受けた者のうち、東日本大震災により被害を受けた者から据置期間の申出があったときは、町長及び協会と協議のうえ12月

以内の据置期間を設けることができるものとする。

4　前項の規定により据置期間を設定する場合は、平成24年３月31日までにしなければならない。

5　金融機関は、第３項の規定により償還中の資金に据置期間を設けた場合は、速やかに町長に報告しなければならないものとする。

附　則（平成13年２月26日規則第３号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月７日規則第５号）

1　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の岩泉町中小企業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みから適用し、同日前の融資及び申込みについては、なお従前の例による。

附　則（平成16年３月22日規則第５号）

1　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の岩泉町中小企業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みから適用し、同日前の融資及び申込みについては、なお従前の例による。

附　則（平成23年12月８日規則第12号）

この規則は、平成23年12月８日から施行し、改正後の岩泉町中小企業振興資金融資規則の規定は、平成23年３月14日からの条件変更に適用する。

附　則（平成26年３月31日規則第６号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年９月30日規則第19号）

この規則は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第11号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第９号）

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の岩泉町中小企業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みから適用し、同日前の融資及び申込みについては、なお従前の例による。

附　則（令和８年４月１日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第12条関係）

岩泉町中小企業振興資金融資申請書

年　　月　　日

（融資機関）　　御中

岩泉町中小企業振興資金融資規則第12条の規定により、下記のとおり申し込みます。

申請者	企業名（商号）		資本金	千円 （１／２以上の出資者名　　）
	代表者名又は氏名	印 （設立又は生年月日　　年　　月　　日）	従業員数	役員　　人　　常用　　人 臨時　　人　　計　　人
	住所	〒	電話	（　　）
	所在地		ＦＡＸ	（　　）

申請金額	円	借入金の種類	１　小口　２　中口　３　開業
借入期間	年　月　日から　　年　月　日まで	借入金の用途	１　運転　　２　設備 用途（具体的に）
返還方法	１一括　２分割　　カ月割賦（　　カ月据置）		
創業開始	年　　月　　日	営業経過及び概要	
現在地開業	年　　月　　日		
所有不動産の内容		町税納税状況	

資産・負債	資産 科目	資産 金額（千円）	負債 科目	負債 金額（千円）	最近の収支（1ヵ月平均・千円）			融資機関受付	
	現金預金		支払手形		収入	売上金		年　月　日	
	受取手形		買掛金			その他		第　　号	
	売掛金		短期借入金					担当者意見	
	商品材料		長期借入金		支出	仕入高			
	土地建物		その他			給料工賃			
	その他		資本金			営業費			
								決裁者	担当者

	計		計						
連帯保証人	住所	電話　（　）		電話　（　）				融資決定年月日	
	氏名	印 （年齢　歳）		印 （年齢　歳）				年　月　日	
	職業又は勤務先							岩泉町受付	
	申請者との関係							年　月　日 第　号	
	資産内容	（資産）　（負債）		（資産）　（負債）				審査年月日	
								年　月　日	
								決定結果	
								可・否・減額	

備考：第９条第２項に該当する場合は、保証人を付さないものとすること。

様式第２号（第 14 条関係）

岩泉町中小企業振興資金融資決定通知書

年　　月　　日

岩泉町長　　殿

（金融機関名）

印

下記のとおり融資決定したので、岩泉町中小企業振興資金融資規則第14条の規定により報告します。

記

申請者	企業名（商号）	
	代表者名又は氏名	
	住所	
貸付金額		円
貸付期間		カ月
返還方法		カ月割賦払　（　　カ月据置）
資金の種類		１．小口資金　　２．中口資金　　３．開業資金
資金使途		１．運転資金　　２．設備資金
貸付年月日		年　　月　　日
摘要		

様式第３号（第17条関係）

岩泉町中小企業振興資金融資状況報告書

年　　月　　日

岩泉町長　　殿

取扱金融機関

岩泉町中小企業振興資金融資規則第17条の規定により報告します。

（　　年　　月分）

申込番号	業種	氏名	資金別		貸付		前月末残高	当月		月末現在高	利子補給率	利子補給額	償還期限（年月日）	備考
			運転	設備	年月日	金額		返済日	返済金額					
合計														

様式第４号（第17条関係）

年　　月　　日

岩泉町中小企業振興資金代位弁済報告書

岩泉町長　　殿

岩手県信用保証協会

職氏名　　印

岩泉町中小企業振興資金融資に係る　　年　　月分の代位弁済実績について、下記のとおり報告します。

（単位：円）

住所	債務者	代位弁済年月日	代位弁済額			業種	金融機関
			元利	利息	計		